

小型トイレカーの購入
仕 様 書

令和 7 年度

春日部市 市長公室 危機管理防災課

小型トイレカーの購入 仕様書

1 総則

(1) 件名：小型トイレカーの購入

この仕様書は、春日部市（以下「発注者」という。）が購入する小型トイレカー（以下「車両」という。）の艤装、性能及びこれらに関する事項について定める。

(2) 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、最新基準の排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。

(3) 車両は、新規車両を使用し、この仕様が十分満足できる艤装とする。また、これに使用する材料は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、車両及び取付品、取付装置並びに積載品、付属品はすべて新規製品のものであること。

(4) この仕様に基づいて、一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は、発注者の承認を受けるものとする。また、契約後における一切の疑義は、すべて発注者の解釈に従うものとする。

(5) 付属品、積載品等の取付位置については、本仕様書の内容に不適切な場合は別途協議を行い、必要に応じて変更できるものとする。

(6) 提出書類は次によるものとする。

① 受注者は、製作に先立ちこの仕様に基づき次のものを2部提出して、製作上の細部にわたり十分打ち合わせ、承認を受けるものとする。

ア 製作工程表

イ 車両概要図

ウ ラッピングイメージ図

エ その他、発注者で指示するもの

② 車両納車時に本市の指定する場所にて、市担当者の指示に従い立会いのもとで検査すること。また、次の関係図書等を提出すること。

ア 納品書

イ 車両概要図

ウ シャシ取扱説明書

エ 艤装部分取扱説明書

オ 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し

カ 予備のカギ

キ 完了報告書

ク その他、発注者で指示するもの。

2 納入台数

1 台

3 仕様

(1) 全体構造

① 車両

ア 寸法：全長 3, 7 0 0 mm×全幅 1, 7 6 0 mm×全高 2, 7 5 0 mm以下

イ トランスミッション：A T

ウ 車軸：二軸

エ 駆動方式：4 W D

② 装備・付属品（標準もしくはオプションで装備、装着していること）

ア 標準装備ほか道路運送車両の保安基準により義務付けられている装備

イ シャシエアコン（運転席部分）

ウ サイドバイザー

エ 運転席・助手席エアバック

オ フロアマット

カ パワーウインドウ

キ パワーステアリング

ク ドライブレコーダー（前後が録画できるもの）

ケ バックアイカメラ（ルームミラータイプ）

コ E T C 車載器

サ スペアタイヤもしくは応急パンク修理キット

シ トイレ部分用バッテリー

③ シャシは、最新式のトイレカーに用いることができる自動車シャシとし、国土交通省が規制する最新の排出ガス規制に適合するものであること。

④ 運転席・助手席はシャシメーカー標準仕様とする。

⑤ シャシは、十分な強度、幅、長さ及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。

また、ステップ、ブラケット、手すり及び握り棒等の取付部分には、十分な補強を設けること。

⑥ シャシフレームに艀装上の構造物及び枠組取付台等を取り付ける場合は、弛緩しない方法とすること。

⑦ 車両のカギは、シャシ純正とすること。

⑧ トイレ室用のサブバッテリーの充電は、車両エンジンを駆動させる、または外部 1 0 0 V 電源入力 of のどちらでも可能なこと。

⑨ 燃料タンクは、排気管との関係を考慮した位置に設け、給油口は、給油が容易な位置

とすること。

- ⑩ 艀装ボデー部分は、軽量化、防錆、防水性及び耐久性を十分考慮するとともに、総合的な重量軽減、車両重量のバランス等を考慮しFRP製とすること。
- ⑪ 各ステップ及び昇降用階段はすべり止め処置を施すこと。
- ⑫ トイレ部分への昇降用階段を2式付属すること。
- ⑬ FRP製貯水タンク（70L以上）を設け、貯水タンクへ給水できる給水口及び強制排水口を取り付けること。また、トイレ設備へ送水するための電動ポンプを取り付けること。
- ⑭ FRP製便槽タンク（250L以上）を設け、便槽タンクからの汲取口及び強制排水口を取り付けること。
- ⑮ 発注者が指定する装備品等については【別紙1】を参照の上、別途協議して取り付けること。

（2）キャブ外装

- ① フロント左右にサイドミラーを取り付けること。
- ② 前照灯として、LEDヘッドライトを設けること。
- ③ 全ドアには、雨天時に有効なサイドバイザーを取り付けること。

（3）キャブ内装

- ① 運転席へ取り付ける計器類は標準装備とすること。
- ② 運転席及び助手席にエアコンを取付けること。
- ③ ステアリング装置はパワーステアリング方式とすること。また、運転席及び助手席にはSRSEアバックを設けること。
- ④ キャブ内フロントガラス上面には、運転に支障となる日照を有効に遮断することができるサンバイザーを2枚取り付けること。
- ⑤ バックカメラ（ルームミラータイプ）を適切な位置に取り付けること。
- ⑥ フロアマットをキャブ内床面に敷くこと。

（4）トイレ設備

- ① トイレ設備は男性用、女性用に区切られた2室（個室）とし、それぞれに専用の出入口、内扉、清水で手を洗える場を設けること。また、床は清掃が容易な構造とすること。
- ② 大便器の便座は洋式便座（ウォシュレットタイプ暖房便座）とし、各便器に水洗機能及び臭い逆流防止機能（フラッパー機能）を設けること。また、各便座付近の適切な位置にトイレットペーパーホルダー、除菌液用ホルダー、トイレ用擬音装置を取り付けるとともに、各内扉に施錠機能を設けること。
- ③ 換気設備及び照明設備を適切な位置に取り付けること。
- ④ 衣類掛け等のコートフックを適切な位置に取り付けること。
- ⑤ バッテリーは、車両走行用とは別にトイレ部分用に設けること。トイレ部分用バッテリーの充電は車両エンジンを駆動させる、または外部AC100V電源入力 of のどちら

でも可能なバッテリーであること。さらに、ボデー天井にソーラーパネルを取付けることで、ソーラーパネルから充電も可能なこと。

(5) 車体文字入れ等ラッピング

- ① 車体の両側面と後方に文字入れ等のデザインをすること。
- ② デザイン等については【別紙2】を参照のうえ、発注者と事前協議を実施すること。
- ③ データ作成・変換に要する経費は受注者の負担とする。

4 検査

- (1) 完成検査（納入時検査時）は、新規登録後、発注者が指定する日時及び場所で行うものとする。
- (2) 本仕様書に基づくほか各種検査を実施し、その結果不合格と認めた箇所については、直ちに改修し、再検査を受けなければならない。

5 補則

(1) 登録等について

- ① トイレカーは糞尿車登録とすること。
- ② 予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等一切を代行するものとする。
- ③ 納入までに要する経費（検査登録諸費用、納車費用、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、リサイクル料）は、受注者の負担とする。なお、自動車損害賠償責任保険期間は13ヶ月とすること。
- ④ 自動車保管場所証明申請書における保管場所は、発注者から別途指示する。

(2) 保証

本車輛の保証期間は、検収の日より1年間とする。但し、保証期間以降であっても、設計不良、工作不良に起因する不都合が発生した場合は、無償にて補修し、部品の取替を速やかに行なうこととする。

(3) 修理・点検等

納入後において、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品提供を必要とする場合は、迅速かつ円滑に対応するものとする。

(4) 納入

- ① 新規登録後、各部の清掃手入れを実施のうえ、発注者へ納入すること。
- ② 納入時、車両の燃料タンクは満タンとする。
- ③ 納入にあたっては、養生等を施し、物品及び納入場所の建物、設備等に傷を付けないこと。万が一破損した場合は、受注者により現状復元をすること。
- ④ 納入日時、方法等の詳細については、発注者と協議のうえ、決定すること。

(5) 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議とする。

(6) 納入場所

春日部市中央七丁目 2 番地 1（春日部市役所）とする。

(7) 納入期限

令和 8 年 3 月 1 9 日（ただし、可能な限り早期の納車に努めること）

(8) その他

この仕様にはない事項については、協議のうえ、決定するものとする。